

6月7日、厚労省説明会が開催され、当省から参加した危機管理室より別添資料及び以下の情報が参りましたので共有致します。

本資料及び以下の情報につきましては団体各支部、会員企業にお知らせ頂いても結構です。

なお、6月8日に首相官邸に「新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口」が開設され、別添資料等についても掲載されております。

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokui_ki_sesshu.html

1. 職域接種の申請受付について

6月8日より専用フォームにて申請受付開始となります（別添参照）。

フォームにて申請 → 都道府県が受理・確認 → 国（厚労省）受理確認の流れとなり、申請内容不備や確認事項がある場合には、都道府県・厚労省から連絡が入ります。

2. 人数規模について

河野大臣発言にもある通り、1000人以上を対象に実施していくとのことです。

1000人未満の事業者等についても申請は可能ですが、その場合はワクチン接種の時期が先となり、いつになるか現時点では明示できないとのことです。

このため1000人未満の場合は、極力、地域の団体単位、または近隣の企業等で共同するなどして、1接種会場あたり1000人以上の規模として申請頂くほうがよろしいかと思われます。

企業間の共同に関しましては、各団体において接種を希望している近隣の会員企業のマッチングや情報提供などについて、可能な範囲でご協力頂きますようお願いいたします。

なお、この1000人以上という規模に関しましては、ワクチン単位が1日あたり100回となっていること、ディープフリーザー台数も有効に回す観点からも1000人以上としているとのことです。

3. 申請フォームについて

各事業者が計画的に実施できるかを判断するものとなるため、全ての項目を入力頂くことが大事とのことで、1接種会場につき1フォームでの申請となります。

事業者によって複数の会場となるケースがあると思いますが、事業者規模が1000人を超えていても接種会場規模で1000人を下回る場合は、職域接種が不可能（もしくは先に延ばされる）となる可能性があるとのことです。

また、ワクチンの接種会場間の搬送は不可となります。

4. その他

事業者向け手引きに関しましては、近く公表されるとのことです。現在厚労省HPにある、自治体向け・医療機関向けの手引きに近いような内容とのこと)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
TEL：03-5253-8111（代表） （内 24713, 24716）